令和　3 年　4月　1日

事故発生防止のための指針

１．事故対策の基本方針

　介護老人保健施設さくらの苑（以下当施設）は事故対策に関する指針を定め、

　施設の方針とする。

２）事故発生防止のための基本的な考え方

　当施設は安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サー

　ビスの安全性の向上、事故防止に努め、計画的に事故防止に向けた取り組みを

　行う。また、事故が発生した場合には、速やかに適切な対応が行えるよう必要

　な体制を整備し、組織全体で再発の防止に努める。

３）リスクマネジメント体制整備

　事故防止・対応マニュアルに基づき、ヒヤリハットや事故などが発生した場合は、速やかに報告書を作成するとともに、事故報告の分析をもとに、事故発生防止のための改善策を検討する。また、職員に対して改善策の周知徹底を図る。

4）リスク検討委員会の設置目的

　施設内での事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対しては、その後の経

　過対応が速やかに行われ、入所者様に最善の対応を提供できることを目的とし、安全管理体制を施設全体で取り組める体制つくりを推進する。

5）リスク検討委員会の構成員

　リスク検討委員会は、施設長、管理長、看護主任、介護長、リハ主任、介護支援専門員、支援相談員、理学療法士、看護職員、介護職員等で構成する。

6）リスク検討委員会の開催

　定期的に1ヶ月に1回開催し、事故発生の未然防止、再発防止の検討を行う。

　又、事故発生時等必要な際は、随時委員会を開催する。

7）リスク検討委員会の役割

　①マニュアル、相談・苦情・ヒヤリハット報告書、事故報告書等の整備事故等を未然に防止するため、定期的にマニュアルを見直し、必要に応じてマニュアルを更新する。

　②ヒヤリハット報告書、事故報告の分析及び改善策の検討と職員に対しての周知徹底を図る。

２.職員研修に関する基本方針

　事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図る

　ため、職員採用時の研修を行うとともに、年２回の職員研修を実施する。

３.介護事故発生時の対応に関する基本方針

　①入所者様への対応・事故処理

　　介護サービスを提供する上で事故が発生した場合、当施設は、入所者様に対し必要な処置を講じるなど速やかな対応を行う。また、事故の状況及び処置については必ず記録する。

　②御家族に対する連絡・説明

　　事故発生時には、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。

　③事故報告書の提出

　　所在市町村に対して、定められた書式による事故報告書を速やかに提出する。

４.入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

　当施設は、事故発生防止のための基本方針は、入所者の求めに応じていつで施

　設内にて閲覧ができるととに、ホームページ上に公表し、いつでも入所者及び

　ご家族が閲覧できるようにする。

４.その他介護事故等発生の防止のために必要な基本方針

　①リスクの発見・確認の為の「予防措置」を講じる。

　②事故要因分析と再発防止策の検討を積極的に行う。